

平成23年1月26日
環境部ごみ処理施設担当

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成21年度			平成22年度			比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計(C = A+B)			合 計 (F = D + E)				
	家庭系(A)	事業系(B)		家庭系(D)	事業系(E)			
4月	1,144.7	130.1	1,274.8	1,063.2	83.5	1,146.7	△ 128.1	△ 10.05%
5月	1,227.5	128.0	1,355.5	1,184.1	64.7	1,248.8	△ 106.7	△ 7.87%
6月	1,224.3	131.0	1,355.3	1,237.7	65.1	1,302.8	△ 52.5	△ 3.87%
7月	1,257.0	131.1	1,388.1	1,233.4	62.7	1,296.1	△ 92.0	△ 6.63%
8月	1,117.9	108.1	1,226.0	1,097.2	59.1	1,156.3	△ 69.7	△ 5.68%
9月	1,177.4	97.8	1,275.2	1,063.7	64.9	1,128.6	△ 146.6	△ 11.50%
10月	1,188.8	99.6	1,288.4	1,125.0	57.4	1,182.4	△ 106.0	△ 8.22%
11月	1,092.8	96.1	1,188.9	1,162.3	64.9	1,227.2	38.3	3.22%
12月	1,272.4	87.1	1,359.5	1,213.2	64.0	1,277.2	△ 82.3	△ 6.05%
1月	1,061.6	69.4	1,131.0					
2月	921.7	68.8	990.5					
3月	1,126.6	92.6	1,219.2					
合 計	13,812.7	1,239.7	15,052.3	10,379.8	586.3	10,966.1	△ 745.6	△ 6.37%

平成23年1月26日
環境部ごみ処理施設担当

平成22年度 可燃ごみ処理の支援状況について

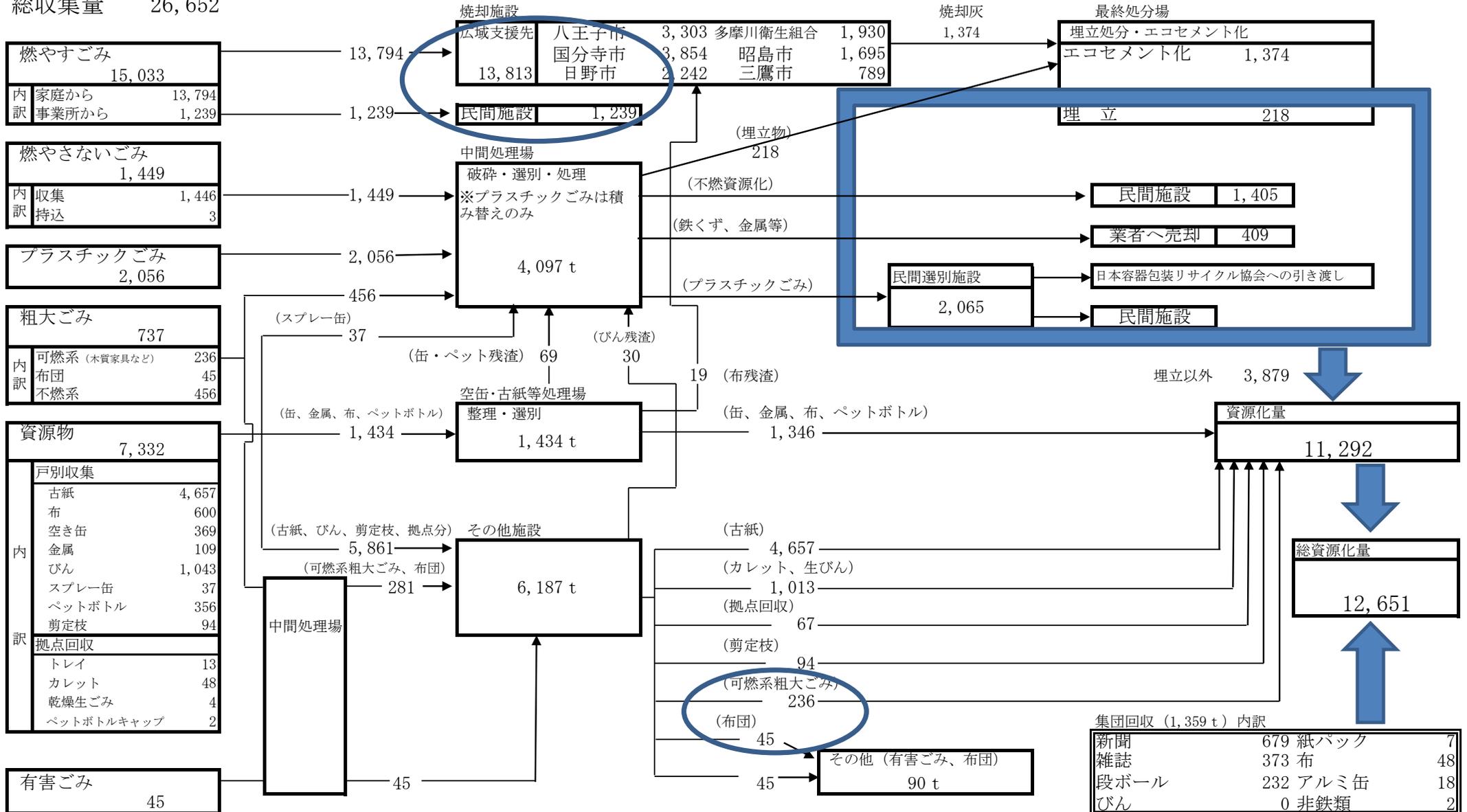
単位：t

支援先	処理委託期間	処理委託料 (円/t)	支援量 (搬入上限)	搬入量 (見込)	12月31日までの 搬入量(実績)	備考(構成市等)
多摩川衛生組合(第2ブロック)	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	48,000	8,000	8,000	5,861	稲城市・狛江市・府中市・ 国立市
昭島市(第1ブロック)	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	48,000	2,000	2,000	1,540	
八王子市(第1ブロック)	平成22年4月1日～ 平成22年5月31日	40,000	2,000	1,506	1,506	搬入終了
日野市(第1ブロック)	平成22年6月1日～ 平成23年3月31日	45,000	1,200	712	712	搬入終了(緊急支援分)
			2,250	2,250	761	
合 計			15,450	14,468	10,380	

平成21年度ごみ・資源物処理フロー図

(単位：t)

総収集量 26,652



平成23年度一般廃棄物処理計画（案）

平成23年1月26日修正版

平成23年4月1日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

はじめに	1
第1 平成22年度の状況	4
1 平成22年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	4
2 ごみ処理量の状況	4
第2 平成23年度のごみ処理及びごみの減量目標について	5
1 ごみの処理について	5
(1) 発生見込み量の算定	5
(2) 総資源化見込み量の算定	7
(3) 総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量）	7
2 ごみの減量目標及び達成に向けた施策	8
(1) ごみの減量目標	8
(2) ごみ減量達成に向けた施策	8
*市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果は推測されるもの	10 頁
第3 ごみの排出と収集及び処理	10
1 市指定収集袋による排出	10
2 収集の分別区分及び排出方法等	10
3 適正処理方法	12
第4 燃やすごみの処理	14
第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務	14
1 市民及び事業者の協力義務の内容	15
2 事業者の協力義務の内容	15
第6 処理施設の状況（整備）に関する事項	15
1 可燃ごみ処理施設	15
2 不燃ごみ処理施設	16
3 廃棄物最終処分場	16
第7 動物の死体処理について	17
1 市へ届け出るもの	17
2 市が収集するもの	17
3 処理方法	17
第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について	17
1 収集・運搬	17
2 し尿処理施設	17

第9	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	18
1	市が収集しない一般廃棄物の種類	18
(1)	家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収	18
(2)	資源有効利用促進法に基づくメーカーによる回収	18
(3)	適正処理困難物	18
(4)	メーカーによる自主回収	18
(5)	特別管理廃棄物（薬局による自主回収）	18
2	処理方法の変更	18

燃やすごみの全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で
最大限のごみ減量を目指す

はじめに

- (1) 昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、調布市、府中市、小金井市から排出される廃棄物を共同で処理することを目的に設立された一部事務組合で、昭和33年から焼却業務を開始した。約半世紀という長期にわたり安全かつ安定的な焼却業務を継続できたことは、施設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位のご理解・ご協力によるものであり深く感謝を申し上げます。
その後、焼却施設は経年による劣化が著しいものとなり、構成各市は施設の更新に向け、平等の立場でさまざまな角度から協議を行ってきた。しかし、3市から排出される可燃ごみの全量を処理できる施設の建替は困難との結論に至り、財産処分協議や構成各市議会での議論を経て平成22年3月末日をもって組合を解散した。
- (2) 市では、組合の施設更新計画が困難な状況となり、焼却施設の老朽化が進行する中で、平成16年5月に国分寺市に対し将来の新ごみ処理施設の建設を含めて燃やすごみを共同処理することについて協議の申し入れを行い、双方において多角的な視野から協議・検討を進めることとなり、新施設の建設場所は当市が責任をもって確保することとなった。
- (3) このため、市では、平成19年6月に「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所について諮問を行い、1年3か月の審議を経て同委員会から平成20年6月に答申が提出された。この答申を尊重し、二枚橋焼却場用地を施設建設場所として決定したいとする市の方針を、市民の皆さんに説明したが、地元を中心に建設に反対する意見は根強い状況となっている。
- (4) しかし、市の方針を明確にする必要があることから、平成22年3月末日に新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場用地として下記のとおり決定し、当該用地を所有する調布市並びに府中市に対して、跡地利用に係る理解を求めている。

【新ごみ処理施設の建設場所の決定について】

新ごみ処理施設の建設場所については、二枚橋焼却場用地とする。

なお、今後、建設実現のために不可欠な以下の2点の課題の解決に取り組んでいくものとする。

- (1) 組合解散後における本市が所有することとなる地積については、約3700㎡である。新ごみ処理施設を建設するためには、当該用地の全体が必要と見込まれることから、今後も関係市のご理解・ご協力を得ていくものとする。
 - (2) 新ごみ処理施設の建設に当たり、周辺にお住まいの皆さまのご理解が得られるよう、地域との対話を継続的に行い、信頼関係の構築を図っていくものとする。
- (5) 新施設が完成し稼働するまでの今後10年間程度は、市内から発生する燃やすごみの全量の処理を他団体の施設に依頼せざるを得ない状況であり、多摩地域ごみ処

理広域支援体制実施協定（以下「支援協定」という。）に基づき、多摩地域の市・町及び一部事務組合（以下「団体」という。）に、本市の燃やすごみの処理を依頼している。各団体には、ご無理なお願いをすることとなったが、平成19年度は8団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合）に、同20年度は9団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合）の中間処理施設（焼却施設）において支援を受けることができた。

- (6) この支援協定に基づく本市の燃やすごみの受け入れは、平成29年4月に新ごみ施設を稼働させるとした「新焼却施設建設に係るスケジュール」（平成18年11月策定）を確実に進捗させることが条件となっており、本市の力不足で当初のスケジュールにあった平成21年2月までに新ごみ処理施設の建設場所の決定ができなかったため、支援協定に基づくごみ処理支援継続の条件を満たすことができなくなった。

これにより、平成21年度は緊急的・人道的な立場から6団体（八王子市、昭島市、国分寺市、多摩川衛生組合、日野市、三鷹市）に本市のごみの受け入れをお願いし、平成22年度については、改訂された支援要綱に基づき、暫定的な支援として、多摩川衛生組合、昭島市、八王子市、日野市からのご支援をいただくこととなった。（別図参照）

なお、平成23年度については、・・・・・・後日送付予定。

【別図】

22年度支援先への搬入状況 ※平成23年1月末現在

(7) 他方、平成21年度における小金井市の総ごみ量は、1人1日当たり642グラムと多摩地域では最小となっており、全国的に見ても高いレベルにある。

このようなごみ減量の成果は、生ごみ処理機購入費補助制度を活用した取り組みや、ざつがみリサイクル袋等による古紙類の分別などの施策を背景に、ごみゼロ化推進員の方々をはじめ市民の大変な減量努力によるものであり、市民の皆様から感謝する。

しかし、新ごみ処理施設が稼働するまでの間、市内から発生する燃やすごみの全量を多摩地域の各施設に支援していただかなければならない現状の中で、施設周辺にお住まいの皆さまのご負担を少しでも軽減できるよう、平成23年度もさらなるごみ減量を目指す必要がある。

このためには、後述する各種の施策を効果的に実施しながら、今後とも最大限のごみ減量を進めなければならない。市では、引き続き市民の皆さまに更なるご理解・ご協力をお願いし、下記のとおり平成23年度一般廃棄物処理基本計画を策定する。

【燃やすごみ処理量の推移】

グラフは後日掲載（平成16年度から平成21年度実績）

平成19年度以降、本市の可燃ごみの焼却処理をお願いすることとなった焼却施設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位に、深く感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご理解・ご協力を切にお願い申し上げます。

第1 平成22年度の状況

1 平成22年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

(1) 新たに実施することとした施策として、乾燥生ごみの戸別回収、市内販売事業者と連携した、生ごみリサイクル堆肥で育てた農産物の販売を実施、また、電動生ごみ処理機の利用者を対象とした「失敗しない効率的な使用方法」の研修会を実施した。さらに、市が設置した大型生ごみ処理機を町会、自治会等の自主的な管理運営による市民と行政が一体となったごみ減量活動を実施した。

中間処理場事務所棟の研修ホールの有効活用については、「ごみ非常事態宣言」のアピールとごみ減量施策についてのパネルの掲出をしたが更なる工夫が必要である。

(2) 充実させることとした施策として、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況を周知いただくため、市報「ごみリサイクル特集号」を活用し「ピックアップごみ減量アイデア」のコーナーに市民から寄せられたごみ減量施策等を掲載した。市民まつり会場では、擬制生ごみによる水切り体験コーナーを設置し、水切りによる燃やすごみの減量効果について理解を求めた。また、単身者専用住宅に対する分別指導については、プラスチックごみの排出を中心とした指導を行い、希望者に対し、ざつがみリサイクル袋を随時配布することにより、古紙、ざつがみにスポットをあてた資源化を推進した。ノーレジ袋及びマイバック持参運動は、ごみゼロ化推進委員会を中心とした、市民、事業者及び行政が一体となった活動を行い、事業者と連携した更なるごみ減量を目指し、リサイクル推進協力店の拡大、また、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の活用による事業系生ごみの減量化に向けた取り組みを行った。

(3) 継続することとした施策として、集団回収における市民意識の向上と活動の活性化を図り、大規模事業所及び中小の事業所への排出抑制指導に取り組み、また、市内小中学校等から排出される給食残渣の生ごみ処理機を活用した資源化への取り組みや、生ごみ減量化処理機器補助金制度の活用促進及びアンケート調査等を行い、一般世帯への家庭機器購入の拡充及び継続的な使用を促す取り組みを行った。

2 ごみ処理量の状況

(1) 平成22年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量19,925tに対し、その実績は18,979tになる見込みである。

(2) 平成22年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。

ア 可燃系ごみを平成21年度の処理量と比較して5%減とする。

イ 不燃系ごみ（有害ごみを除く）を平成21年度の処理量と比較して1%減とする。

上記の減量目標に対し、平成22年度処理量実績（見込み）は、可燃系ごみは4.5%の減、不燃系ごみは4.8%の増となり、平成22年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

平成22年度は、一般家庭を中心としたごみ減量啓発によるごみ分別がより徹底されたことにより可燃系ごみの減量は引き続き見込まれるものの、一方、不燃系ごみの増量については、分別の徹底により割り出されたものと見込まれるが、これまでの推移と比較した場合の、極端な増量は一過性のもので有るか否かについての判断は出来ないが、引きつづき資源化率の向上と発生抑制を目指し取り組む必要がある。その他、市の施策や啓発が伝わりにくい単身世帯や集合住宅へ、生ごみの水切り及び古紙の分別に着眼した徹底指導を行うこと、また、事業者に対する啓発指導などの継続的な協力依頼を行っていく必要がある。

また、市民1人1日あたりの発生量の目標631g（集団回収30gを除く）に対し、市民1人1日当たりの発生量は622g（集団回収33gを除く）になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成23年度一般廃棄物処理計画を策定した。

第2 平成23年度のごみ処理及びごみの減量目標について

1 ごみの処理について

(1) 発生見込み量の算定

単位：t

種 類		平成23年度見込み	平成22年度見込み
可燃系	ごみ	14,727	14,640
	資源物	6,800	6,759
不燃系	ごみ	4,320	4,294
	資源物	1,867	1,856
有害ごみ		45	45
合 計 (A)		27,759	27,594

(算出方法)

- 見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出（収集）される総量の見込み量であり、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして「ごみ処理見込み量」と「資源物回収による資源化見込み量」とし、それらを合算したものである。

2 発生見込み量は、以下の計算式により算出したものである。

○ <u>平成22年度見込み</u> = 平成22年4月～9月発生量実績 + 平成22年10月～平成23年3月発生見込み量 (*) (*) 平成22年10月～平成23年3月発生見込み量 = 平成21年10月～平成22年3月発生量実績 × 平成22年4月～9月発生量実績の前年増減率 なお、増減率の算出が困難な項目については、22年度発生見込み量を22年度上半期実績値、もしくは、21年度下半期実績値を参考とし推計した。
○ <u>平成23年度見込み</u> = 平成22年度発生見込み量 × 人口伸び率 (予測) [ごみの分別、資源化等において、前年度と全く同様の排出状況で人口の伸び率のみを加味したものである。]

① ごみ処理見込み量及び目標値 (別紙 平成23年度ごみ処理フロー図参照)

単位：t

分別区分	処理方法		平成23年度 目標値	平成23年度 見込み	平成22年度 見込み	
可燃系	燃やすごみ	焼却	13,709	14,430	14,343	
	粗大ごみ (可燃系)	資源化 (B)	木質粗大ごみをチップ化	234	246	246
			ふとんをサーマルリサイクル	48	51	(*1) 51
	小計		13,991	14,727	14,640	
不燃系	プラスチックごみ	資源化 (C)	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,619	1,635	1,625
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル (*2)	465	470	468
	燃やさないごみ	破碎・選別 資源化 (D)	鉄等金属を資源化	445	449	446
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル(*2)	1,618	1,634	1,624
	粗大ごみ (不燃系)	選別	埋め立て	131	132	131
小計		4,278	4,320	4,294		
有害ごみ	一部資源化・埋め立て		45	45	45	
合計			18,314	19,092	18,979	

- (算出方法) 1 平成23年度見込みは平成22年度見込みに人口伸び率(予測)を乗じたものである。
 2 平成23年度目標値は、8頁2(1)「ごみの減量目標」の数値を反映させて得た数値である。
 (1) 可燃系：平成23年度目標値(平成23年度見込み×減量目標5%)
 (2) 不燃系：平成23年度目標値(平成23年度見込み×減量目標1%)
 3 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量160t(見込み)及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。
 (*1) 平成22年度は固形燃料化による資源化
 (*2) ケミカルリサイクルとは、ガス化して燃料等にするほか、発生した固形物を工業用原料等として再生することをいう。

② 資源物回収による資源化見込み量

単位：t

分別区分		資源化見込み量		
		平成 23 年度見込み	平成 22 年度見込み	
可燃系	古紙	6,056	6,019	
	布	630	626	
	枝木・草葉	101	101	
	乾燥生ごみ	戸別回収	10	10
		拠点回収	3	3
小計		6,800	6,759	
不燃系	びん	1,047	1,041	
	空き缶	348	346	
	ペットボトル	345	343	
	トレイ	13	13	
	非鉄類	2	2	
	金属	109	108	
	ペットボトルキャップ	3	3	
	小計		1,867	1,856
合計 (E)		8,667	8,615	

* 「プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。

(2) 総資源化見込み量の算定

単位：t

区分	収集後資源化見込み量 (B)+(C)+(D) (注)1		資源物回収による 資源化見込み量 (E) (注)2		総資源化見込み量 合計 (F)	
	平成 23 年度 見込み	平成 22 年度見 込み(注)3	平成 23 年度 見込み	平成 22 年 度見込み	平成 23 年 度見込み	平成 22 年度 見込み
総資源化見込み量	4,434	4,460	8,667	8,615	13,401	13,075

(注) 1 収集後資源化とは、ごみとして収集し破碎施設等での中間処理したものを資源化することをいう。

2 資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。

(3) 総資源化率見込み (総資源化見込み量/発生見込み量：F/A)

47.2% (参考：平成 21 年度 45.2% 平成 22 年度 (見込み) 47.4%)

なお、焼却灰のエコセメント化を 1,355 t と見込み、総資源化率に加味すると、52.1%となる。

2 ごみの減量目標及び達成に向けた施策

(1) ごみの減量目標

本市は、平成17年8月に家庭ごみの一部有料化を実施し、さまざまな施策を通じてごみの減量・資源化を図り、一定の成果を上げている状況にある。

一方、本市の燃やすごみを長期間に渡って安定的に処理してきた二枚橋焼却場は老朽化により、平成19年3月末に全焼却炉を停止するに至った。このことにより平成18年10月には「ごみ非常事態宣言」を発し、この宣言の下、燃やすごみの10%減量を掲げ諸施策を積極的に展開し一定の成果を上げてきたが、平成22年度においては、燃やすごみの減量率が前年度と比べて伸び悩んでいる傾向にある。多摩地域の多くの処理施設に燃やすごみの全量を処理していただいている本市としては、更に市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることが急務となっている。さらに、不燃系ごみについては微増が見込まれ、こうした厳しい状況の中で、確実に実現することを目指す目標として、平成23年度の減量目標を設定する。

平成23年度の減量目標

- ① 可燃系：平成22年度の処理量と比較して5%減
- ② 不燃系(有害ごみを除く。)：平成22年度の処理量と比較して1%減
 - * 市民1人1日あたりの発生量の目標 620g (集団回収分34gを除く)
 - 参考 平成21年度実績 642g (集団回収33gを除く)
 - 平成22年度見込み 622g (集団回収33gを除く)
 - * 6頁①「ごみ処理見込み量及び目標値」の項参照

(2) ごみ減量達成に向けた施策

* 市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるものについて、本項末尾枠中に記載した。推計中のため後日記載いたします。

① 新たに実施する施策

ア 水切り実験市民モニターを募り、一般家庭における生ごみ水切り効果の検証を行い、その結果を持って、更なるごみ減量の推進をはかる。

イ ごみ分別及びリサイクルを指導するアドバイザー制度を導入し、適切なごみ分別及び資源化率の向上とごみ減量を図る。

② 充実させる施策

ア 一般家庭から排出される剪定枝を1束から回収し資源化することにより、燃やすごみの減量化を図る。

イ 生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図る。

ウ JA・市内農産物取扱店と行政と連携し、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。

エ 生ごみ減量化処理機器の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を開催し、機器利用者の拡大と、継続した機器活用をフォローし、生ごみ

の減量を図る。

オ 町会、自治会等市民自らが主体となり、大型生ごみ処理機を管理運営し、行政のサポートと市民の協力によるごみの減量を図る。

カ 中間処理場の展示会場の充実を図るとともに、エコフェスタ等の開催を通じ、市民へのごみ減量化への理解を深める。

キ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進し、ごみに関する意識の向上を図る。

ク 事業者に対し、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の活用を促し、事業系生ごみの減量化を推進する。

ケ 販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の回収・処理の拡充を行う。

コ 市内公立学校に設置する乾燥生ごみ処理機を幅広く活用し、給食残渣及び一般家庭の生ごみ投入活動による資源化を図る。

サ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

③ 継続させる施策

ア 単身者が居住する集合住宅において、管理会社、所有者等と連携し、ざつがみリサイクル袋を活用した古紙の徹底分別等、適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。

イ リサイクル推進協力店認定制度を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。

ウ 市施設ごみゼロ化行動計画を充実させ、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の大幅な削減を図る。

エ 「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に経常的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況と生ごみの水切り、古紙の徹底分別を始めとする具体的なごみ減量施策を周知する。

オ 各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、資源化率の向上とごみ減量化の市民意識の向上と活動の活性化を図る。

カ 大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進について、指導を強化する。

キ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な搬入と資源化の推進を指導する。

④ 実施に向けて検討する施策

ア ごみ減量化に向けた、新たな実証実験の実施に向けた取り組みを行うこと。

* 市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるもの

(単位：t)

減量方法	算出方法	減量効果
1 古紙の分別を徹底した場合の減量	① 1人1日あたりの燃やすごみの量×15.3%(*1)×365日 =1人が1年間古紙混入を防止した場合の減量ア ② ア×116,053人×5%(*2) *1 古紙混入割合：平成17年度組成分析調査時の値 *2 指導の効果を目指す目標：全人口の5%に対する新たな効果を見込む。	104
2 水切りを徹底した場合の減量	① 1世帯1日の生ごみ排出量×17.47%(*1)×365日 =1世帯が水切りした場合の1年間の減量(一般世帯：ア、単身世帯：イ) ② (ア×30,689世帯+イ×24,913世帯)×10%(*2) *1 水切りによる減量率：平成22年11月調査による。 *2 指導の効果を目指す目標：全世帯の10%に対する新たな効果を見込む。	82
3 生ごみ処理機による減量	(1) 生ごみ処理機使用による平成23年度の新たな減量(投入量) 1世帯1年間の投入量×生ごみ処理機の台数(*) * 23年度新たに1年間、継続的に稼働する生ごみ処理機の台数	22
	(2) 生ごみ乾燥物をごみとして出す量 ① 1世帯1年間の投入量×23年度1年間の乾燥型生ごみ処理機の新たな継続的稼働台数1/7(*1) =市内で発生する生ごみ乾燥物の生成量ア ② ア×18%(*2)=生ごみ乾燥物をごみとして新たに出される量 *1 電動式乾燥型生ごみ処理機で乾燥させた場合の減量率 *2 生ごみ乾燥物をごみに出している世帯の割合：平成22年度アンケート調査による。	△0.3
4 剪定枝の資源回収による減量	これまで4束以上を対象とし資源化していたが、これを全て資源化することにより燃やすごみの減量が見込まれる。 但し、落ち葉については、3袋以上を資源化する。※平成21年度実績93.58t	500
合 計		707
平成23年度の可燃系ごみの発生見込み量14,727tに対する減量の割合		4.8 (%)

第3 ごみの排出と収集及び処理

1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ

イ 事業系一般廃棄物(古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは45ℓ以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。)

2 収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・紙くず類・衛生上焼却するものなど	市指定収集袋(黄)に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉(2袋まで)は透明又は半透明の袋に入れて排出する。	

プラスチック ごみ	ビニール・ポリ袋・固形プラスチックなどのプラスチック	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさない ごみ	小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せとものなど	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ	乾電池・蛍光灯・水銀体温計・ライター	透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 *落ち葉については3袋以上	申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	2袋以下の落ち葉は、燃やすぐみとしても排出する
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の朝8:30までに敷地内の排出場所に排出する。 (透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設11箇所）で拠点回収に持参可)	拠点回収は随時可
古紙・布類	新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類	8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可） ☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。 ☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。	紙パックの拠点回収は随時
スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶・缶詰缶など	中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	空き缶・ペットボトル
金属	なべ・釜・やかんなど	ペットボトルのふたは取って排出する。	びんの拠点回収は随時
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用	(空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可)	
びん	ガラスびん		
トレイ	発泡スチロール製トレイ	洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設13か所）に持参する。	随時

3 適正処理方法

(1) 収集方法

分別区分	収集回数等	収集方法	
燃やすごみ	週 2 回 (委託)	種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パック、乾燥生ごみについては拠点回収する。	
プラスチックごみ	週 1 回 (委託)		
燃やさないごみ	2 週に 1 回 (委託)		
有害ごみ	2 週に 1 回 (委託)		
粗大ごみ（注）	随時 (委託)		
枝木・草葉	指定日 (直営・委託)		
乾燥生ごみ	週 1 回 (直営)		
古紙・布類	週 1 回 (委託)		
スプレー缶	2 週に 1 回 (委託)		種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参したものを拠点回収する。
金属			
空き缶			
ペットボトル			
びん	随時 (委託)	種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。	
トレイ			
紙パック			
ペットボトルキャップ	随時 (直営)		

(注) 家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

(2) 処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	(委託) 焼却 家庭系一般廃棄物	支援先焼却施設	☆焼却灰をエコセメント化（二ツ塚処分場）
	(委託) 焼却 事業系一般廃棄物	民間処理施設	☆焼却・溶融（ガス化溶融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化合物生成による再資源化）（民間処理施設）

プラスチック ごみ	(委託) 選別 ☆容器包装リサイクル 法対象の廃プラスチ ック	民間処理施設	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチ ックを(財)日本容器包装リサイクル協会 に引き渡し資源化
	(委託) 選別 ☆容器包装リサイクル 法対象外の廃プラス チック		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラス チックをケミカルリサイクル (民間処理施設)
燃やさない ごみ	(委託) 破碎・選別 ☆金属 ☆破碎後のプラスチ ック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリ サイクル(民間処理施設) ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
有害ごみ	(委託) 破碎 ☆蛍光管 ☆ライター 選別 ☆乾電池 ☆水銀体温計	小金井市中間処理場	☆一部資源化・埋立処分(民間処理施設)
粗大ごみ (可燃系)	(委託) 木質家具等は板状に分 解 * ふとんは中間処理 をしていない	小金井市中間処理場	☆木質家具等をチップ化 (民間処理施設)
			☆ふとんを固形燃料化 (民間処理施設)
			☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	(委託) 選別・プレス ☆自転車・保管庫等大部 分が金属のもの 破碎・選別 ☆上記以外の複合素材 ☆金属 ☆破碎後のプラスチ ック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資 源化(民間処理施設)
			☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設)
			☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリ サイクル(民間処理施設)
			☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
枝木・草葉	(委託) チップ化	民間処理施設	☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)
			堆肥化(民間処理施設)
乾燥生ごみ			堆肥化(小金井市中町肥料化実験施設)およ び民間処理施設

ペットボトル	(委託) 選別・プレス	小金井市中町中間処理施設	一部を(財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し資源化
			一部を民間処理施設で資源化
スプレー缶	(委託) 穴あけ・プレス	小金井市中間処理場	資源化(民間処理施設)
金属	(委託) 選別	小金井市中町中間処理施設	
空き缶	(委託) 選別・プレス		
布	(委託) 選別		
びん	(委託) 選別	民間処理施設	NPO法人に寄付し資源化
古紙			
トレイ	(委託) 選別・減容	民間処理施設	
ペットボトル キャップ			

(注) 斜線部分は市が中間処理をしていない。

第4 燃やすごみの処理

- 平成19年3月末をもって二枚橋焼却場の全焼却炉の運転を停止したことに伴い、小金井市は国分寺市と燃やすごみの共同処理を目指し、新ごみ処理施設(平成29年4月稼働予定)が稼働するまでの間、多摩地域の市・町及び一部事務組合に燃やすごみの全量の処理をお願いしなければならない。
- 平成23年度における燃やすごみの処理委託先については、

後 日 記 載

第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

1 市民及び事業者の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭及び事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) 4R、リフューズ(断る)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用に努めるとともに、廃棄物となった場合適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売に努める。
- (2) 事業系廃棄物の事業者自身による適正処理
- (3) 販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理
- (4) ばら売り、量り売りおよび簡易包装の推進等、また、エコマーク付き商品及びリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保

第6 処理施設の状況（整備）に関する事項

1 可燃ごみ処理施設

- (1) 小金井市、調布市、府中市（国道20号以北）の燃やすごみを焼却処理してきた二枚橋焼却場（調布市野水）は、経年による施設の老朽化のため平成19年3月末日をもって、全焼却炉の運転を停止した。
- (2) 小金井市では、二枚橋焼却場の老朽化を考慮し、平成16年5月、国分寺市に対し燃やすごみの共同処理の申し入れを行い、国分寺市と燃やすごみを共同処理する新焼却施設建設に係るスケジュールを策定の上、平成18年10月31日に開催された市議会全員協議会での議論を経て、同年11月6日に国分寺市に提示した。
- (3) また、小金井市焼却施設問題等検討委員会（庁内検討委員会）において建設候補地2か所（ジャノメマシン工場跡地及び二枚橋焼却場用地）の選定を行い、平成19年1月11日付けで国分寺市に提示し、この後、同年6月10日には、「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問した。同委員会は、1年3か月、36回、延べ160時間に及ぶ審議を経て、平成20年6月に「新ごみ処理施設の建設場所として二枚橋焼却場用地を選定する」との答申を提出し終了した。
- (4) この後、本市は平成20年7月に二枚橋焼却場の跡地利用について、調布市・府中市に対し協議の申し入れを行ったが、両市から跡地利用を「了」とする回答は得られず、建設スケジュールに基づく建設場所の決定を延期することとなった。この状況を考慮した東京都から、平成21年2月に広域的行政の見地から協議の場を設置するとの提案が行われ、本市は、この協議の場における議論も参考としながら、平成21年度中には一定の結論を得られるよう、関係団体との調整を行うこととなった。
- (5) この協議会では、構成市間において「まずは、組合解散を優先課題とすべき」との合意に達したことから、精力的な調整を行ったところ、平成22年1月には組合解散に必要な関連議案が構成各市それぞれの市議会で議決されるに至り、昭

和32年に設立された二枚橋衛生組合は、平成22年3月で解散することが決定した。

(6) 組合解散に伴い、跡地は等積で3分割し、各構成市に所有権が移転され、現時点において分割された調布市・府中市の所有する土地を、小金井市で跡地利用させてもらうことについて了承が得られていない状況である。しかしながら、本市は跡地利用に係る市の方針を明確に定める必要があることから、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地と決定し、引き続き調布市・府中市に跡地利用のご理解を求めるとともに市民とりわけ周辺住民への丁寧な説明を行いながら、新ごみ処理施設の建設事業を推進するものとする。

(7) 二枚橋焼却場の施設解体等工事については、制限付一般競争入札方式により、落札予定者を決定し、市議会の議決をいただいた後、契約を締結する予定で、平成22年度中には、解体工事が開始される見込みとなっています。なお、工事期間については、平成24年度末頃を予定しています。※現状での標記

2 不燃ごみ処理施設

施設名 小金井市中間処理場

所在地 東京都小金井市貫井北町1-8-25

形式 高速回転複合式堅型破砕機

処理能力 30t/5h (30t/5h×1基)

現状 燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来23年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設とした。

3 廃棄物最終処分場

施設名 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
(東京たま広域資源循環組合)

所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地

構成市 小金井市を含む多摩地域25市1町

現状 小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破砕処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破砕処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万^m³で、平成21年度までに44.3%の埋立てが終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生

活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取組み、埋め立て量の削減に努めている。

第7 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集・運搬

単位：kℓ

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	74	市内 全域	月2回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業者			随時	

2 し尿処理施設

施設名 湖南処理場（湖南衛生組合）

所在地 東京都武蔵村山市大南5-1

形式 希釈前処理方式

処理能力 6kℓ/日

構成団体 小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市

現状 組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。また、建設後40年以上経過した施設は、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。

処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

第9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物の種類

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
(家電リサイクル法に基づく販売店による回収)
- (2) パソコン
(資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収)
- (3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、バッテリー、タイヤ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料等
(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による回収(適正処理困難物))
- (4) オートバイ
(メーカーによる自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(薬局による自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。

平成23年度「市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるもの」

	項目	数・量		備考
平成22年度の処理量(推計)	21年度4月～9月(実績)	7,148,880kg	①	
	22年度4月～9月(実績)	6,879,290kg	②	
	(増減率)	0.962	③	②÷①
	22年度下期推計	6,663,830kg	④	前年度下期と同量と見積る。前年度公務員住宅による増があったため増減率は引用しない。
	22年度の推計	13,543,120	⑤	②+④
平成23年度の処理量(推計)	人口の伸び率	1.00608	⑥	
	23年度の推計	13,625,462	⑦	⑤×⑥
	23年度人口推計	116,053人	⑧	
	1人1日あたりの燃やすごみの量	322g	⑨	⑦÷⑧÷365日
	⑨のうち生ごみの割合	34.2%	⑩	平成20年度 組成分析による
	1世帯1日あたりの生ごみの排出量	一般世帯 330g 単身世帯 110g	⑪ ⑫	⑨×⑩×3人(1世帯あたり約3人) ⑨×⑩(1世帯あたり約1人)
生ごみ処理機による生ごみの減量	投入可能なものの割合	80%	⑬	投入可能な食品の割合を80%とする
	年間継続的稼働日数	260日	⑭	5日/週×52週とする
	1世帯の年間生ごみ投入量	68,640g	⑮	⑪×⑬×⑭
	年間継続的稼働台数(平成23年度の新たな稼働台数)	315台	⑯	別表のとおり
	電動式乾燥型の年間継続的稼働台数(平成23年度の新たな稼働台数)	187	⑰	別表のとおり
	年間の生ごみ乾燥物の生成量(平成23年度の新たな生成量)	1,833,669g	⑱	⑮×⑰(電動式乾燥型)×1/7
	生ごみ乾燥物の戸別回収見込量(平成23年度の新たな回収量)	0.916t		⑱×50%(市回収、拠点回収に出している人/22年度アンケート調査)
	ごみとして排出される生ごみ乾燥物の量(平成23年度の新たなごみ量)	330,060g	⑲	⑱×18%(ごみとして排出すると答えた人/22年度アンケート調査)
水切りによる減量	23年度世帯数推計	55,602世帯		
	単身世帯数	24,913世帯		
	一般世帯数	30,689世帯		
	水切りによる減量率	17.47%	⑳	平成22年11月調査
	1世帯1年間水切りした場合の減量	一般世帯 21,042.6g 単身世帯 7,014.2g		⑪×⑲×365日 ⑫×⑲×365日
	水切り指導の効果目標(平成23年度の効果目標)	約10%の世帯		全世帯数の約10%の世帯が新たにに取り組むことによる効果を見込む。
古紙混入防止による減量	燃やすごみの古紙混入率	15.3%	㉑	平成17年度組成分析調査時の値
	1人1年間古紙混入防止した場合の減量	17,982g		⑨×㉑×365日
	古紙分別の効果目標(平成23年度の効果目標)	人口の約5%		全人口の約5%の人口が新たにに取り組むことによる効果を見込む。

家庭系生ごみ処理機の補助台数および年間継続的稼働台数（推計）

（単位：台）

年度 補助台数 種類		22年度(推計)		継続的に稼働している台数（補助台数の78%）			
		（ ）内は12月 まで実績	22年度 までの合 計台数	22年度まで の台数× 78%	23年度の状況		
					予算要求 状況	継続的稼働台数(見込み)	
				予算要求の 1/2		予算要求の1/2 の78%	
		388 (291)	3,319	2,589	420	210	164
内 訳	コンポスト	8 (6)	72	56	10	5	4
	手動式	0 (0)	32	25	10	5	4
	電動式 (乾燥型)	171 (128)	2,464	1,922	308	154	120
	電動式 (ハイタイプ)	209 (157)	751	586	92	46	36

* 生ごみ処理機の年間の継続的稼働台数は補助台数の78%とする。(平成22年度実施アンケート調査)

* 23年度の継続的稼働台数の算出は、年間補助台数（予算要求台数）の1/2とし、そ78%とする。

ただし、22年度の継続的稼働台数についても、22年度の補助台数の1/2とし、その78%と見込まれるため、その同台数を加え、23年度の継続的稼働台数とする。

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用台数と補助金額(家庭系)

(単位：台、円)

年度 補助 台数 種類		17	18	19	20	21	22 (予算額) ()内は12月まで	23 (予算要求額)
		内	コンポスト	6	12	31	9	6
訳	手動式	—	0	15	11	6	25 (0)	10
	電動 (乾燥型)	229	120	1,458	288	198	500 (乾燥型 128)	400
	電動式 (バケタイプ)	65	25	324	52	76	(バケタイプ 157)	
補助金額		7,556,300	3,797,100	78,679,100	14,955,000	12,441,100	22,625,000 (12,604,400)	18,240,000

平成23年1月17日

要 望 書

小金井市廃棄物減量等推進審議会
委員長 庄司元殿

HDM 実証テストを推進する会
代表 大橋元明

「生ごみ減量処理の HDM 実証テスト」推進支援お願いの件

貴審議会におかれましては小金井市のごみ減量化への取り組みを進めておられることを感謝申し上げます。

さて、ご承知の如く、ごみ処理問題は当市にとって喫緊の問題であり、「生ごみを含む可燃ごみの他市への処理委託量の削減」が最大の焦点となっています。そこで、昨年3月16日、生ごみを効率良く減量化する「生ごみ減量 HDM 処理システム」の実証試験の実施について、当会から小金井市議会に陳情しました。この陳情は全議員の賛同により採択され、平成22年4月より、その実施に向けて環境部ごみ対策課との協議を重ねております。

平成22年12月13日に開催された小金井市議会・ごみ処理施設建設等調査特別委員会において「生ごみ減量 HDM 処理システムの実証試験の実施に向けた取り組み」は、既に進んでいることであり、平成23年度一般廃棄物処理計画(案)の中では「実施にむけて新たに検討する施策」ではなく、「新たに実施する施策」に入れるべきとの指摘がなされました。担当部長からそれを了承する旨の回答が得られています。

さらに、具体的に推進するためにごみ対策課と当会によって構成される「HDM 導入検討会」が作られ、本年1月より隔週に会議を開催して実施に向けた取り組みを行っております。また、来年度より本格的に計画を進める工程表は既に作られております。

上述の如く、本件は平成23年度の工程表によって進められる生ごみ減量化施策ですので、「平成23年度一般廃棄物処理計画」の中の「新たに実施する施策」に

生ごみ減容システムの実証試験の実施計画を進め、ごみ減量を図る。
の追加を要望いたします。

生ごみ減容 HDM (High Decreasing Microbe-bionic) システムについては、参考資料を添付いたしますので、ご高覧ください。

添付

- 参考資料1 可燃ごみ減少と焼却処理経費の増大
- 参考資料2 生ごみ減容 HDM システムについて

尚、HDM システムにつきましては、貴審議会の加藤委員殿が専門的知識・情報をお持ちであり、各位の疑義についてご説明を頂けるものと存じます。

可燃ごみ減少と焼却処理経費の増大

可燃ごみ処理頓数は、平成17年度の19,011 頓から平成20年度の16,084 頓へと約3,000 頓減少しているにもかかわらず、処理経費は7億400万円から12億1800万円と約5億円増加しています。1頓当たりの費用では、37,084 円から75,785円へとほぼ倍増しています(表1)。

これは申すまでもなく、ごみ処理を周辺各市に依頼しているために焼却費の単価が上がり、遠方への運搬による収集費用の増加によるものです。

表1 可燃ごみ処理経費—平成17年度と平成20年度の比較

	処理頓数	処理費用(百万円)			1頓当たりの費用(円)		
		収集	焼却	計	収集	焼却	計
平成17年度	19,011	204	510	704	10,730	26,827	37,084
平成20年度	16,084	331	887	1,218	20,582	55,122	75,785

可燃ごみが減少した主な要因は、市からの補助金支給による生ごみ処理機の普及による家庭からの生ごみ排出の減少と市民のごみ分別への協力です。

しかし、生ごみ処理機への補助金申請数は、平成19年度の2029をピークに、平成20年度525、平成21年度414と頭打ちになってきています(表2)。さらに、生ごみ処理機を購入したものの、途中で放棄してしまいます事例もあり、家庭での生ごみ処理による可燃ごみの減少をこれ以上期待できない状況になっています。

表2 家庭用生ごみ処理機購入補助制度 利用者数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
予算(万円)	465	5040	4525	4500
申請数	319	2029	525	414

家庭からの生ごみ排出の減少がこれ以上期待できない状況のなかで、焼却するごみの量を大幅に減少させる手段として急浮上したのが、埼玉県久喜市で実施されている生ごみ減容HDMシステムです。

生ごみ減容HDM(High Decreasing Microbe-bionic)システムは、自然の浄化システムと同じ原理により、微生物で生ごみを分解するごみ処理方法です。無公害、ごみ処理効率の高さ(24時間で90%消滅)、処理経費が極めて低コストなどの特長があり、自治体やごみ処理会社などへの採用が全国的に拡大しています。

生ごみ減容HDMシステムの詳細については、参考資料2をご覧ください。

生ごみ減容 HDM システムについて

生ごみ減容 HDM (High Decreasing Microbe-bionic) システムは、山野が清潔に保たれている自然の浄化システムと同じ原理で微生物によって生ごみを安全に効率良く消滅させる方法です。

方法: 木くずのチップを母体にした 12 種の菌 (放線菌、糸状菌、油分解菌、リグニン分解菌等) を含む菌床に生ごみを投入して攪拌。生ごみは炭酸ガスと水に分解。50 - 70 度に発熱。水は蒸発。24 時間で 90% 以上減容。最終 98% 消滅 (堆肥 2% 生成)。毎日生ごみを菌床に追加するだけ。数か月間続けた後、生成した堆肥を分離。菌床も少し分解されるので 1 ヶ月ごとに菌床を補充し、菌床の体積はほとんど不変。

対象: 食品全般、家庭の生ごみ処理機で対処できない下記のものも処理できる。
卵の殻、割り箸、つまようじ、竹串、鳥・豚・牛の骨、生分解性プラスチック
剪定枝: チップにして基材としても活用できる。

生ごみ減容 HDM システムの特長

1. 環境に優しく、周囲への影響が少ない
煤煙: 発生なし、有毒ガス: 発生なし、騒音: なし、
臭気: 少ない: 殆どの現存施設は脱臭装置なしで稼働している。簡単な装置で脱臭可。
2. 家庭での生ごみ処理機に比べて処理できる対象の範囲が広い (上記参照)
3. 生ごみの乾燥は不要 生ごみ運搬車から直接菌床に投入、乾燥することなく処理できる。
4. 生成物が少ない 98% 消滅。水は蒸発し排水設備不要。最終産物の処理が比較的容易。
5. 処理コストが極めて低い
kg 当たりの処理コスト: HDM 処理: 12 円、焼却処理: 62.7 円、堆肥化モデル実験: 320 円
6. 建設費が極めて低い
床だけで良い施設なので数階建てにできる。比較的狭い敷地で建設可能。
生ごみを毎日 1 トン処理する標準的菌床: 50-80 立法米 (縦 5m x 横 10m x 高 1.5m-1.6m)
有毒物 (気体・液体・個体) が出ないので無毒化装置は不要。
7. 自由度が高い 床に菌床を置くだけ、ごみの量に自在に対応できる。
8. 災害に強い 床だけで複雑な設備がないので、震災に強い。
9. メンテナンスが容易 生ごみを菌床に混ぜるだけで、特別の機械設備なし。
殆どの時間放置しているだけなので、装置を止めての点検は不要。
10. 運用コスト (含む人件費) は極めて低い
久喜市の事例: 5000 世帯処理の運用コスト年間約 1300 万円 (人件費含む)
11. ごみ処理に使うエネルギー消費が極めて少ない 電力消費は送風と攪拌、室内灯等
12. 既に自治体や廃棄物処理会社で使われている
一般家庭系 (自治体): 久喜市、我孫子市、北海道津別町、御殿場市 (NPO 法人委託)
一般事業系 (施設の所在地): 熊谷市、朝霞市、村上市、松島町、印西市
産廃、自家処理 (施設の所在地): 和歌山市、水戸市、取手市、日高市、深谷市、六戸市

平成 23 年度一般廃棄物処理計画（案）についての提案理由

2011 年 1 月 26 日 加藤了教

平成 23 年度ごみ減量目標及び達成に向けた施策（2）ごみ減量に向けた施策（8 ページ）について別紙に市提案の施策と私（加藤）の提案一覧表を示しましたが、私の提案理由について概略述べます。

<新たに実施する施策>

① 「水きり実験市民モニター実施」

ごみゼロ化推進会議・啓発部会では、平成 19 年 5 月から 7 月まで「水切りカラット」を使った生ごみの水きりテストを 9 名が行いました。その結果、私の場合 1 日で約 14%、2 日で約 22%、3 日で約 31%の減量ができています。他の方もほぼ同じような結果が出ています。平成 21 年度の可燃ごみ焼却量 15,052 トンの内 55.9%が生ごみとすると、約 8,400 トンが生ごみ、水きりにより 20%減量すると生ごみは約 6,720 トン（1,680 トン減量）になります。可燃ごみ全体では約 11%減量になる勘定になります。おカネがかからず、一手間で減量出来るのが生ごみの水きりです。「水切り」の方法は様々ありますので具体的に紹介できます。「水きり実験市民モニター」を実施し、広く市民に水きり効果を具体的に知っていただくことは重要です。

なお、生ごみの水きりは、焼却するにしても、乾燥化・堆肥化・消滅化するにしても、非焼却処理するにしても欠かせないことです。

② 「ごみアドバイザー制度の導入」

ごみゼロ化推進会議では、「ごみアドバイザー制度の導入」を 1 年以上かけ検討し、市に提言をしてきました。一般アドバイザーと生ごみアドバイザーに分け、ごみゼロ化推進会議メンバーは全員を対象に一般アドバイザーとし、不法投棄や分別不良等のごみ対策課への通報や相談の任務とします。生ごみアドバイザーは生ごみ処理機経験者や生ごみ処理に関心をもつ方を対象に募集し、一定の知識と技術を学び生ごみ処理機の普及・指導・相談にあたります。

③ HDM 実証実験の取り組み

HDM システムによる生ごみ減容・消滅化は日本各地で採用され、検証済みです。昨年 3 月市議会は全会一致で実証実験を採択しました。現在その導入に向け市と市民団体が協議しています。HDM はシステムとして確立されたものであっても、市街地化されたところでの影響についてデータがありません。実証実験の意味はそこにあります。家庭系可燃ごみ減量は限界に近づきつつあります。大幅な減量と処理コストを下げるには HDM システムが極めて有力です。その第 1 歩として、平成 23 年度中に実証実験を実施するべきと考え提案します。

④ 食用廃油の回収

小金井市は、食用廃油について広域支援による焼却処理をしていますが、食用廃油はバイオディーゼル燃料として、石鹼の材料などれっきとした資源になります。食用廃油回収は昨年から、市内一部町会を中心に行っています。西東京市や府中市等も市の政策として行い一定の成果を上げています。小金井市も市民との協働で食用廃油の回収を今年度から実施すべきであると考え提案します。

⑤ 転入者にごみ分別指導を徹底する

自治体ごとにごみ分別方法が異なっているため、転入者に対し単にごみカレンダーを渡すだけでなく、ごみ分別の説明をすることが重要です。ごみ対策課のごみ指導員がこれにあたってください。

<充実させる施策>

① 生ごみ処理機器普及、乾燥生ごみ回収拡大

② 電動生ごみ処理機講習会の実施による減量化

生ごみ処理機器の購入補助制度は 2007 年度をピークにその後頭打ち状態です。このままでは買い替え含めても大幅な購入申請は期待できないと考えます。生ごみ処理機器普及するには、①途中で止めている方

を掘り起こすこと、②申請を受けた職員は生ごみ処理機器の使い方を申請・購入時に教えること、③使用時のトラブル等の相談体制（電話相談・現地派遣など）をつくること、④販売業者にフォローアップをさせること、⑤生ごみリサイクル教室や生ごみ処理機講習会の回数を増やし、市民に良く知らせること（市報だけでなく）。これらは職員だけでは難しい面もあると思われるので新設する市民アドバイザーと協力することが必要です。

乾燥生ごみは個別回収によって回収量は増えていますが、現在3割程度の回収といわれています。

今後も回収拡大のため戸別訪問を続けるなかで、協力が出来る相談・援助に乗ることが重要です。

なお、一般家庭の乾燥生ごみと小中学校・保育園の乾燥生ごみを別処理するのは止めにし、統一すべきであると考えます。戸別回収導入時はやむを得ない措置であったかも知れませんが、乾燥・堆肥化製造の過程で異物等はほぼ完全に排除されるとのこと、堆肥分析値からみて、家庭の生ごみ乾燥物に問題がないことが明らかになっています。他市でも家庭の生ごみを堆肥化しているところがありますが、小中学校の生ごみを分別処理しているところは見あたりません。

③ JA・市内農産物取扱店と連携し、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環社会の構築に努める。

④ 教育委員会と連携し、学校児童環境教育を実施し、ごみに関する意識の向上を図る。

生ごみ堆肥で育てた農産物を市民に提供することは大切な資源循環です。同時に学校給食材に取り入れ、学校児童環境教育の一環にすることも大切です。「給食残渣が堆肥になり、農家が使う現場を見て出来た野菜が学校給食材になる」これは「生きたごみに関する意識の向上になる」と考えます。

⑤ 町会等の運営による大型生ごみ処理機導入

これまで団地・マンションの市内3ヶ所で業務用生ごみ処理機が稼動し、昨年4月から1町会が加わりました。団地・マンションの生ごみ投入は数年を経ているにもかかわらず参加者は10～20%台、生ごみ投入は能力の1/4程度以下で極めて不効率です。原因を調べ、適切な対策をとらない限り、「町会等の運営による大型ごみ処理機導入」は期待が持てません。

管理者にお聞きすると「市の意欲不足、指導・協力不足もある」とのことです。昨年武蔵野市桜堤団地の生ごみ処理機見学をしたところ、1,100世帯に20機の生ごみ処理機が稼動し参加率80%ということでした。これには各棟毎に1基という便利さや適切な市の指導・協力があることが分かりました。

⑥ 中間処理場展示充実、エコフェスタ等の開催

中間処理場事務所棟の展示場や集会場の有効活用は重要です。展示場には不燃ごみ関係だけではなく、可燃ごみやその他のごみ減量・資源化の実践的方法などをパネル、DVD等で紹介します。ごみ環境ビジョン21等とも連携しエコフェスタやフォーラムを開催し、環境やごみに関する理解の向上に努めることも大切です。

⑦ 事業者の生ごみ減量・処理機器購入補助制度活用による生ごみ減量

市内7つの私立保育園では生ごみ処理機が導入されています。老人ホーム等の給食施設があるところに生ごみ処理機設置を働きかけます。飲食関係事業者については、費用対効果の面では納得いただけますが、設置場所、管理（者）、臭い等の課題をクリアしなければならないので関係者とよく話し合いが必要です。

⑧ 販売業者の特定容器の回収・処理の拡充

多摩地域では9自治体が店で拠点回収を行っています。これはあとで行政が回収に回る拠点回収ではありません。日野市では店頭のにぼり旗「容器包装 お返し大作戦」を立て、店内にはポスターを掲載し市民に呼び掛けています。お店の回収ボックスは市が補助しています。このように事業者との協力で行政の回収量は、ペットボトルが28%、発泡スチロールが32%減量しています（ごみ環境ビジョン21、2010年11月26日号）。

⑨ 市内公立学校に設置する乾燥生ごみ処理機の市民投入による生ごみ減量・資源化

現在第一小学校、第一中学校、第二中学校の3校が夏休みだけでなく毎週土曜日に生ごみ市民投入を行っています。第二中学校は開始3年目になり、毎週70~100kgの生ごみが集まり、処理機能力オーバーとなる盛況です。昨年12月から始めた一小と一中は20kg程度ですが、継続すれば市民に知れ渡るようになり、回収増量が見込まれます。今年度は市とごみゼロ化推進議の働きかけで、あと1~2校増やすよう提案します。

⑩ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進

使用している人が要らなくなったからといって「粗大ごみ」とは限りません。「粗大ごみか」「リユース・リサイクル品か」は専門家の判断も必要です。明らかな粗大ごみ以外はリサイクル事業所に連絡する体制をとるべきです。ごみカレンダーの表示は改善されますが、「ごみ分別の手引き」の表示も改善やリユース品等のストックヤードや販売体制（エコプラザの設置など）の改善も必要です。

<継続する施策>

① 単身者集合住宅に雑紙リサイクル袋などにより適正な排出指導

小金井市には約22,000の単身世帯（約40%）があるといわれています。単身集合住宅の可燃ごみの内資源となる紙は30.6%、紙くず16.0%（ごみ基本計画73ページ）という調査結果が出ています。

単身集合住宅における古紙の徹底分別によって紙資源混入が半減するならば、900ℓ以上ごみ減量・資源化が可能になると考えられます。雑紙リサイクル袋を第二庁舎4Fだけに置くのではなく広く公共施設に置くようにし、紹介を繰り返し市報等で行うべきです。

可燃ごみ	地域特性別平均組成 % H17年10月				
	生ごみ	紙資源	紙くず	プラ	その他
戸建	54.8	8.5	9.3	2.4	25.0
集合	69.2	15.2	4.8	2.9	7.9
単身集合	33.1	30.6	16.0	10.1	10.2
住商混合	52.0	13.0	7.8	5.4	21.8

15,052ℓ × 30.6% × 1/2 × 40% = 919.5ℓ

② リサイクル推進協力店拡大

リサイクル推進協力店は、現在8店舗、7品目（A~G）の中で協力頂いています。今後は協力店増加と協力内容の拡大が求められます。雑紙袋は第二庁舎4Fごみ対策課だけに置いてありますが、リサイクル協力店に置かせてもらえないでしょうか。また大型店では、特定容器の回収・処理を働きかけることが必要と考えます。

リサイクル推進協力店（平成22年7月15日市報）	
協力店	認定内容
東都生協	A、B、G
くりあぶね	C、B
キッチン暁子	C、B、D
ダイエーグルメシティ	C、B、E、F
東急ストアー	C、B、E、F
西友小金井店	C、B、E、F
イトーヨーカドー	C、B、E、F、G
オリンピック小金井店	C、B、— F、G

A マイバッグ持参奨励、
 B バラ売り・量売り実施
 C 簡易包装推進、
 D 使い捨て容器に入った商品の販売規制
 E ポイント制レジ袋削減、
 エコマーク商品・リサイクル商品販売促進
 G 紙パック・トレー・ペットボトル・ビン・缶の自主回収

③ 市施設ごみゼロ行動計画の実施

市報によると平成21年度市施設ごみ排出量は56施設で358.7ℓ、処分量約72ℓ、再利用286.8ℓ、資源化率80%となっています。このような結果の公表は初めてであり意義あるものと思います。同じような施設でも大きなバラつきがあります。取り組みの差なのか、条件の差なのか検討し、きめ細かい対策が必要です。（例えば責任者連絡会や部会等）（市報平成22年12月15日号）

④ 市報「ごみ減量コラム」等でごみ減量施策を周知する。

ごみ減量等の記事は、月2回発行の市報での「ごみ減量作戦」市長からのお願い(コラム)、年4回の「ごみ減量・リサイクル特集」が代表的ですが、共に市から市民への情報提供、啓発になっています。市計画案の「市民とともに考える減量」の充実は大切です。生ごみの水きり・減量方法や古紙の分別徹底など市民の中には創意工夫をし、努力をしている市民が少なからずいます。その実践・経験を連続インタビュー記事などで紹介することにより内容を豊かにしてください。他市の市民の実践や経験を載せてください。

年度別の「一般廃棄物処理計画」計画は一般市民にとって分かり難いものになっています。分かりやすく記述に改善する必要があります。また市の「清掃事業の概要」や月間廃棄物などの情報誌など第二庁舎6階資料室に置いてください。

⑤ 集団回収サポートにより、資源化率及びごみ減量化意識の向上

小金井市は集団回収の実績は多摩地域26市中23位(32.7g/人日)と低い水準にあります。

類似団体に比較でも最下位にあります。短期計画として多摩地域中位の国分寺市の水準

(56.0g/人日)にまで回収率を上げる目標を設定し、自治会・町会等に働きかけ、サポートする必要があります。

⑥ 事業者責任へ指導強化

(発生抑制、排出、資源化、処理)

大規模事業所は、その社会的責任とリサイクル協力店加盟が進み一定の成績をあげています。中小零細事業所の中には事業系のごみを家庭系に混ぜる等が見受けられます。

生ごみ処理等の資源化については、資金力等の面から実施にあたって躊躇が感じられます。指導を強化するだけでなく、相談・サポート体制を進める必要があります。

多摩地域集団回収実績 (平成21年度)			
市	g/人日	市	g/人日
1 青梅市	94.2	14 羽村市	55.9
2 東久留米市	93.5	15 東村山市	55.7
3 多摩市	86.0	16 狛江市	54.9
4 府中市	75.5	17 国立市	54.2
5 町田市	74.6	18 八王子市	51.4
6 立川市	72.2	19 清瀬市	51.0
7 福生市	69.0	20 西東京市	48.0
8 あきる野市	68.3	21 昭島市	44.7
9 稲城市	66.9	22 小平市	33.3
10 武蔵野市	62.7	23 小金井市	32.7
11 調布市	58.9	24 東大和市	32.0
12 三鷹市	58.7	25 武蔵村山市	31.7
13 国分寺市	56.0	26 日野市	24.3

*ゴシック太字は多摩類似団体
多摩地域ごみ実態調査 平成21年度版
東京市町村自治調査会

<実施に向けて検討する施策>

① リサイクルプラザ・フリーマーケット

小金井市のリサイクル事業所は蛇の目ミシン工場旧倉庫を利用してリユース・リサイクル

作業と販売をしています。狭く、あまり清潔感もない部屋で商品を販売しています。市庁舎建設計画の具体化によって移転することになります。このとき新しい「リサイクルプラザ」の施設を望みます。当面リサイクル事業所前広場でリユース・リサイクル販売特売日や市民祭りその他のイベントにリユース品販売のフリーマーケットを行うようにしたい。大きな家具類は移動が難しいが、食器類、工芸品、調度品などは市のトラックで持ち運びできるはずで

目標と施策（行政提案）		加藤提案・検討等	
発生量 t	目標値：17,859（可燃系 13,580＋不燃系 4,279） 発生量 610/人日（集団回収 33 g 除く）		
減量目標 （前年比）	可燃系ごみ 5%減（715 t） 不燃系ごみ 1%減（41 t）		
新たに実施する施策			
ア	水きり市民モニター募集による水きり効果検証	* ごみ減量に向け、HDM実証実験の取り組み * 食用廃油の回収 * 転入者に対しごみ分別指導を徹底する	
イ	ごみアドバイザー制度導入	* 一般アドバイザー（通報・相談）と生ごみアドバイザー（指導・相談）の2コースに分ける	
充実させる施策	ア	生ごみ処理機普及を広め、乾燥生ごみ回収拡大	* 生ごみアドバイザーとの協働する
	イ	J A・直売会と連携生ごみ堆肥野菜販売	* 学校給食食材に取り入れる
	ウ	電動生ごみ処理機講習会の実施による減量化	* 各種生ごみ処理機器実践者と協働する
	エ	町会等の運営による大型生ごみ処理機導入	* 町会・自治会会合等で紹介・具体的方法を知らせる
	オ	中間処理場展示充実	* ごみ減量方法提示・実践者の紹介 * 中間処理事務棟一部を「エコプラザ」とする
	カ	教育委員会と連携し、学校児童環境教育を実施し、ごみに関する意識の向上を図る	* 学校花壇や農園に生ごみ堆肥利用による資源循環教育に取り入れる
	キ	事業者生ごみ減量：処理機購入補助活用	* 事業者に業務用生処理機紹介講座開催する
	ク	販売業者の特定容器の回収・処理の拡充	* 回収ボックス提供など一部補助により自主回収の向上
	ケ	市内公立学校の生ごみ処理機を幅広く活用、一般家庭生ごみ投入活動による資源化	* 市内公立学校の生ごみ処理機市民投入実施校を増やす（1～2校）
	コ	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進	* ごみ分別の手引き「出し方」表示の改善
継続する施策	ア	単身者専用住宅に雑紙リサイクル指導など	* 集合住宅の部屋別収集を実施する
	イ	リサイクル推進協力店拡大	* 雑紙袋、情報パンフ等を置いてもらう
	ウ	市施設ごみゼロ化行動計画の実施	* 計画と実績を定期的に市報等に公表する
	エ	市報「ごみ減量啓発コラム」でごみ減量施策を周知する	* 市報で市民の取り組みを紹介する * 他市の先進的取り組みを紹介する
	オ	集団回収サポートにより、資源化率及びごみ減量化意識の向上	* 町内会・自治会への働きかけ（条件と事情に合った取り組みを考える）
	カ	事業者へ指導強化（排出、処理、発生抑制、資源化）	* 生ごみ処理機導入など費用対効果を提示する
実施に向けて検討する施策			
ア	ごみ減量化に向けた、新たな実証実験に向けた取り組み	* 農家と協力し、学校児童農園を開設する * リサイクルプラザ、フリーマーケットを開設	

23年度の人口：116,964人とする（1,613人増、約1%増）

HDM 実証テストの実施についての提案

小金井市廃棄物減量等推進審議会

委員長 庄司 元 殿

各位

平成 23 年 1 月 26 日

加藤了教

平成 23 年度一般廃棄物処理計画案（以下計画案）「ごみ減量達成に向けた施策」のなかに「新たに実施する施策」の一つとして HDM 実証テストを追加することを提案します。

<理由>

- 1、 昨年 3 月の市議会定例会において「HDM 処理システムの実証テスト」が全会一致で採択されました。
- 2、 その後実施に向けて、市環境部・ごみ対策課と HDM 実証テストを推進する会（推進する会）と協議を重ねています。
- 3、 昨年 11 月の定例会において、市は「HDM 実証テスト」を平成 23 年度に「新たに実施する施策」とすることを表明されました。その後、ごみ対策課と推進する会との協議においても実施施策として確認されています。
- 4、 計画案では「実施に向けて検討する施策」として、「ア ごみ減量化に向けた、新たな実証実験に向けた取り組みと行うこと」となっていますが、これを「新たに実施する施策として、HDM の実証テスト」として決定する必要があります。
- 5、 可燃ごみ減量の重要性・緊急性
「燃やすごみ全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で、最大限のごみ減量を目指す」（計画案 1 ページ）。「新施設が完成し稼動するまで 10 年間程度は、市内から発生する燃やすごみの全量を他団体の施設に依頼せざるを得ない状況」（同 1 ページ）にあります。小金井市は平成 23 年度もそれ以降も徹底した可燃ごみの減量をしなければならない状況にあります。
- 6、 新たな可燃ごみ減量施策の必要性
小金井市は可燃ごみの排出量の少なさは、多摩随一、全国的にもトップクラスにあります。これは市民の皆様及び行政の努力の成果であると思います。23 年度可燃ごみ減量施策は、「古紙の徹底分別」「水切りによる減量」「生ごみ処理機による減量」という数年来踏襲した施策になっています。これらの施策は基本的で極めて重要な施策であると考えますが、戸別市民の努力だけでは限界が見えてきています。可燃ごみの最大限減量を実現するためには、燃やすごみの約 60%（収集以前）を占める生ごみの減量です。新たな「生ごみの減量システム」によって可能となります。
- 7、 新たな「生ごみ減量システム」は「HDM 減容システム」です。
HDM システムによる生ごみ減量は、他市・一部事務組合焼却炉の負担軽減の為だけでなく、小金井市のごみ処理経費軽減にもなります。燃やすごみ処理費用は、平成 17 年度（二枚橋焼却炉運転時）に比べ 2 倍以上になっています（43.4 円/kg → 87.8 円/kg 市報）。HDM システム処理によれば 20 円/kg という試算が出ています。HDM システムは日本各地で採用され確立されたシステムですが市街化された地域では実証データがないため今回の提案となりました。実証から本格装置への道のりはありますが、小金井市のごみ減量に大きく貢献するものと確信します。